

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成29年5月9日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：松浦長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○松浦総務課長 それでは、皆様のお手元にあります広報日程に基づきまして、私の方から補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1.明日の原子力規制委員会についてでございます。議題といたしましては、3つございます。

まず、議題の1番目ですけれども、検査制度等を改正する法案が国会で成立いたしましたので、4月14日に公布されたところでございます。その一部については、公布の日から起算して3ヶ月を超えない範囲内において、政令で定める日に施行すると規定されております。具体的には核燃料物質の使用者及び国際規制物質使用者に関する規制の適正化に関するものでございます。

これらの規制に関するものについて、新たに規則の改正案を原子力規制委員会として制定する必要がございますので、この規則の改正案について原子力規制委員会にお諮りするとともに、行政手続法に基づく意見募集を実施することについて、原子力規制委員会の了承を得るものでございます。

続きまして、議題の2番目でございます。議題の2番目は、これは定期的に行っております保安検査の実施状況について、平成28年度の第4四半期保安検査の実施状況について原子力規制委員会に報告するとともに、本年の2月15日の原子力規制委員会において、事務方の方から報告がございました核燃料物質使用者等に対します保安検査におきまして、保安規定に定める施設区分に応じた管理が行われていなかった件がございました。

ただし、これはリスクの高い状況ではないということで、保安規定違反とはせずに指摘事項として改善を求めるといったことを原子力規制委員会に報告したところでございます。

その際、事務方の方から、こういった事案に対処するため、核燃料物質使用者を対象として核燃料施設等保安検査実施要領について改正する旨を説明して、原子力規制委員会の了承を得たところでございます。今般、この核燃料施設等保安検査実施要領の改正案について事務方で取りまとめたので、原子力規制委員会に報告し、了承を得るものでございます。

議題の最後でございます。議題の3番目、こちらは西欧原子力規制者会議、「WENRA」と呼んでおりますけれども、その総会に伴委員が出席されましたので、その出張報告でございます。

なお、明日の原子力規制委員会ですけれども、朝10時半からというふうに予定されておりますが、国会日程等によってまた変更の可能性がございますので、その際にはホームページ等で御連絡いたしますので、御留意ください。

続きまして、1ページの2.、(2)番、5月12日金曜日の審査会合でございます。こちらの議題といたしましては、JAEAのJRR-3につきまして、基準地震動の年超過確率についてJAEAの方から説明を伺う予定でございます。

続きまして、2ページ目、5月15日月曜日、(5)番、第2回の降下火砕物の影響評価に関する検討チームでございます。

こちらは、議題といたしましては、まず、火山灰の大気中の濃度に対する原子力事業者の影響評価についてということで、事業者の方からお話を伺う予定でございます。

議題の2番目、3番目、こちらは事務方からの説明でございますけれども、気中降下火砕物濃度の推定の考え方、いわゆる火山灰の濃度の推定の考え方と火山灰に対する規制上の具体的取扱いについて、事務方から説明し議論をする予定でございます。

続きまして、一番最後になりますけれども、5月16日火曜日、平成29年度行政事業レビューに関します第1回の外部有識者会合でございます。こちらも毎年行っていることでございますけれども、行政事業レビューとして夏に向けて事業を選定していくという作業がございます。そのキックオフということでございまして、有識者の方に集まっていたきまして、その議題にありますように、今後の段取りと今後の外部有識者による点検対象事業の選定について議論をしていただく予定でございます。

私の方からは以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。アベさん。

○記者 日経新聞のアベです。

直接この広報日程とは違うのですけれども、5月2日に中部電力の浜岡で核燃料物質が外に出ていたというような事象があったかと思うのですけれども、これについての規制委の今の対応について教えていただけますか。

○松浦総務課長 そちらは報告を受けております。保安検査官の方も確認して、現地で特に安全上問題があるというものではないというふうに言っています。いずれにしても、今後、法令報告ですので、通常の法令報告と同様に規制委員会に報告されるものと考えております。

○記者 分かりました。

○司会 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○記者 電気新聞の近藤と申します。

四国電力の社長さんとの意見交換なのですけれども、中止になった理由と、その代替の日程は決まっているのかどうか教えてください。

○松浦総務課長 こちらも明日5時半からと予定しておりましたけれども、国会日程がかなり流動的だったということで、わざわざ社長さんにこちらに来ていただいて、仮にキャンセルとなったら大変失礼だということもあり、事前に延期しようということで、こちらから四国電力にお話しさせていただいたところでございます。

次回の日程については、今、調整中でございますので、また決まりましたら皆様に御報告したいと思っております。

○司会 ほかにございますでしょうか。ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

地元の人からちょっと聞かれたことがあって、かわって伺いますが、こういう大型な連休なんかがあると、NRAの委員の先生方というのはどんなふうな、旅行ができないとか、どういう制限が課されていたり、そういうのは、特に委員長の場合はですね、どういう、やはり非常に動きにくいようなことになっているのか、その辺をですね。それから、宿舎とかも何か特殊なところに住んでおられるというふうに聞いたのですが、どうなっているのだろうかというのを聞かれたので。それとあわせて規制庁の方にも危機管理官はいますよね。そういう人たちはどういう、やはりお休みをとれないようなことになるのか、ちょっと伺いたいのですけれども。

○松浦総務課長 危機管理体制については、委員、あと我々幹部、あと通常の職員も含めて、当番制で必ず歩いて30分以内で来られるところにいるという体制をとっております。ですので、委員長、各委員も含めて、交代制でこの連休中も歩いて30分以内のところには必ずいると。全員ではございませんけれども、当番制でいると、そういう体制をとっております。あと、幹部職員、一般の職員についても、そういった当番制で何かあればすぐに参集できる、危機管理対応できるという体制をとっております。

○司会 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○記者 共同のすみです。よろしく申し上げます。

もんじゅの件ですけれども、JAEA、文科省の方は、廃炉の基本計画を出す、出さないという話でちょっと地元のとの調整がつかなくて遅れているようではございますけれども、規制委員会としてそれについて何かコメントすることとか、あるいは6月中に廃止措置計画を出しなさいよというようなお話もあったと思うのですけれども、規制委員会としてのス

スケジュール感に変更とか影響というのはあるのでしょうか。

- 松浦総務課長　こちらは文科省とJAEAの方でやられていることだと思いますので、基本的に我々としてはそれを見守っていくということだと思います。ただ、我々としては、このもんじゅの廃炉に向けて、特別な措置として燃料を抜かないでも廃止措置計画を出すことが可能な規則改正というの既に行っておりますので、そういった意味では我々としてのやるべき制度上の手当ては行い、終了したということでございます。あとは文科省とJAEAにできるだけ早く廃止措置計画の方を出していただくということかなと思っております。
- 記者　特に規制委員会側としてですね、リミットというか、いついつまでにといい、当然、機構も単年度で事業計画を作って予算を組んでいる組織ですし、文科省だって予算があるので、夏の概算要求を意識されて6月という感じだと思うのですけれども、そのあたりは特に規制庁、規制委員会としては、尻をたたくというようなアクションは今のところは考えていらっしやらないと。
- 松浦総務課長　地元調整も当然あると思いますし、文科省、JAEAの方から、例の監視チームもございますので、よく話を伺っていくということ、現時点ではそういうことではないかと思っております。
- 記者　監視チームですけれども、福井県はかなり規制庁、もっとここに来いみたいなことも言われているみたいですが、そのあたりは文科省さんと協議はもう始まっていらっしやるのですか。まだそこまではないのですか。
- 松浦総務課長　何の件についての協議ということですか。
- 記者　その監視チーム、何か体制を増やすのに規制庁の協力が欲しいのだとか、もっと人をくれとかというようなやり取りとかというのは始まっているのですか。それとも全然なのですか。
- 松浦総務課長　文科省からですか。
- 記者　はい。
- 松浦総務課長　文科省からは特にそういう話は聞いておりません。

○司会　ほかにございますでしょうか。ミヤジマさん。

- 記者　続きで済みません。委員長になると、あるいは委員長代理ですけれども、すると、ほかの先生方と違う何か行動制限とか、負担が重くなるということはあるのでしょうか。特に委員長になった場合にはどうなのでしょう。
- 松浦総務課長　先ほど申し上げましたが、交代制で24時間、30分以内に来られるという、場所により、基本的には危機管理用の宿舎にいるということになっておりますので、特に委員長と他の委員というのは、我々の内規上の負担というのですか、役割で異なることはございません。

ただ、現在の田中委員長でございますけれども、私が総務課長としてほぼ2年ここに

ましたけれども、その間、地震等ございました。熊本地震、そのほか震度5弱を超える地震というのがあって、私もそのときにここに朝とか夜とか参集しましたけれども、委員長は当番ではなくてもこちらに来られていたということがございますので、そこは委員長としての職責というのをかなり重く受けとめられて、必ずしも来る必要がなくても来られたという、それは事実としてそういうことがございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—